

議案第 118 号

飛驒市行政区等設置条例の一部を改正する条例について

飛驒市行政区等設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

提案理由

行政区の統合に伴う改正

飛驒市行政区等設置条例の一部を改正する条例

飛驒市行政区等設置条例（平成16年飛驒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表宮川振興事務所の部中

「

打保区	宮川町打保の全部
戸谷区	宮川町戸谷の全部
北区	宮川町桑野、杉原、小豆沢、巣納谷及び祢宜ヶ沢上の全部
塩屋区	宮川町塩屋の全部
中沢上区	宮川町中沢上の全部

」を

「

金清区	宮川町打保、戸谷、塩屋及び中沢上の全部
北区	宮川町桑野、杉原、小豆沢、巣納谷及び祢宜ヶ沢上の全部

」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

資料

飛騨市行政区等設置条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案																																						
<p>本則・附則 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所管する事務所名</th><th>区名</th><th>区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">本庁の部・河合振興事務所の部 略</td></tr> <tr> <td rowspan="6">宮川振興事務所</td><td>大無雁区の項～忍区の項</td><td>略</td></tr> <tr> <td>打保区</td><td>宮川町打保の全部</td></tr> <tr> <td>戸谷区</td><td>宮川町戸谷の全部</td></tr> <tr> <td>北区</td><td>宮川町桑野、杉原、小豆沢、 巣納谷及び祢宜ヶ沢上の 全部</td></tr> <tr> <td>塩屋区</td><td>宮川町塩屋の全部</td></tr> <tr> <td>中沢上区</td><td>宮川町中沢上の全部</td></tr> <tr> <td colspan="3">神岡振興事務所の部 略</td></tr> </tbody> </table>	所管する事務所名	区名	区域	本庁の部・河合振興事務所の部 略			宮川振興事務所	大無雁区の項～忍区の項	略	打保区	宮川町打保の全部	戸谷区	宮川町戸谷の全部	北区	宮川町桑野、杉原、小豆沢、 巣納谷及び祢宜ヶ沢上の 全部	塩屋区	宮川町塩屋の全部	中沢上区	宮川町中沢上の全部	神岡振興事務所の部 略			<p>本則・附則 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所管する事務所名</th><th>区名</th><th>区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">本庁の部・河合振興事務所の部 略</td></tr> <tr> <td rowspan="3">宮川振興事務所</td><td>大無雁区の項～忍区の項</td><td>略</td></tr> <tr> <td>金清区</td><td>宮川町打保、戸谷、塩屋及 び中沢上の全部</td></tr> <tr> <td>北区</td><td>宮川町桑野、杉原、小豆沢、 巣納谷及び祢宜ヶ沢上の 全部</td></tr> <tr> <td colspan="3">神岡振興事務所の部 略</td></tr> </tbody> </table>	所管する事務所名	区名	区域	本庁の部・河合振興事務所の部 略			宮川振興事務所	大無雁区の項～忍区の項	略	金清区	宮川町打保、戸谷、塩屋及 び中沢上の全部	北区	宮川町桑野、杉原、小豆沢、 巣納谷及び祢宜ヶ沢上の 全部	神岡振興事務所の部 略		
所管する事務所名	区名	区域																																					
本庁の部・河合振興事務所の部 略																																							
宮川振興事務所	大無雁区の項～忍区の項	略																																					
	打保区	宮川町打保の全部																																					
	戸谷区	宮川町戸谷の全部																																					
	北区	宮川町桑野、杉原、小豆沢、 巣納谷及び祢宜ヶ沢上の 全部																																					
	塩屋区	宮川町塩屋の全部																																					
	中沢上区	宮川町中沢上の全部																																					
神岡振興事務所の部 略																																							
所管する事務所名	区名	区域																																					
本庁の部・河合振興事務所の部 略																																							
宮川振興事務所	大無雁区の項～忍区の項	略																																					
	金清区	宮川町打保、戸谷、塩屋及 び中沢上の全部																																					
	北区	宮川町桑野、杉原、小豆沢、 巣納谷及び祢宜ヶ沢上の 全部																																					
神岡振興事務所の部 略																																							

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
担当部	宮川振興事務所
提案理由	行政区の統合に伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>行政区の合理的な運営を目的として、既存の4つの区（打保、戸谷、塩屋、中沢上）において、今後の運営、類似組織の統一化などの話し合いが行われた。</p> <p>その結果、住民数の減少や高齢世帯の増加に伴い、行政区をはじめとする各種関係組織の役員選出や市との連絡調整などが今後より一層困難となる見通しであるため、令和7年10月に統合の申し出があった。これを受け、今回新たに「金清区」として当該条例に位置付けるもの。 (別表関係)</p>
市民への影響等	地区の要望に沿った改正を行うことにより、市との連絡調整が円滑化され、災害発生時等の情報共有等も迅速となり、より効率的な行政区の運営が可能となる。
施行日	令和8年1月1日
備考	金清区位置図 <p>(C) 岐阜県</p>